

厚生労働大臣政務官

太田 房江 様

**国の施策等に関する
提案・要望書**

(平成28年4月)

鳥 取 県

平成28年度地域医療介護総合確保基金の重点配分について

《提案・要望の内容》

- 鳥取県の東部圏域の病床機能分化・連携等に取り組んでおり、県立中央病院は心臓疾患や脳卒中など対応を強化し、東部保健医療圏における高度医療機能の集約化を図るため、平成28～30年度に新病院を建設することから、平成28年度地域医療介護総合確保基金（医療）を重点配分すること。
- 病床機能分化や連携を促進するため、在宅医療の推進や医療人材の確保についても、十分な財源を配分すること。
- 地域医療介護総合確保基金は、地域あるいは医療機関毎に異なる課題に対応する必要があり、各々の実情に応じて創意工夫できる仕組みが必要であることから、従来の「地域医療再生基金」と同様に事業区分間の額の調整ができるよう柔軟な運用を認めること。

<現状・背景>

平成28年度の国への要望額 39.3億円

【事業区分別】

事業区分	国への 要望額	(参考)平成27年度	
		国への要望額	配分額
I. 地域医療構想の達成に向けた事業	30.9億円	5.0億円	5.0億円
II. 居宅等における医療の提供に関する事業	0.9億円	3.0億円	1.6億円
III. 医療従事者の確保に関する事業	7.5億円	7.1億円	3.0億円
計	39.3億円	15.1億円	9.6億円

※「I. 地域医療構想の達成に向けた事業」の区分に、中央病院建替分（22.3億円）は含まれる。

地域の実情に応じた地域医療構想策定について

《提案・要望の内容》

- 地域医療構想の策定において、国が提供したデータ・ツールに基づく在宅医療等の供給量を十分確保できるか不明確なまま、入院需要の減（＝病床減）の量を明確に決めることは適切でないとの意見が現場から多くあり、都道府県の策定する将来人口ビジョンや地方創生総合戦略の取組等を踏まえ、地域の実情を反映した形で構想を策定できるよう、将来の必要病床数の算定ルール等の柔軟な運用を認めること。

＜現状・背景＞

- ◇本県では昨年7月以降、構想策定の単位となる3区域において、これまでに3～4回ずつ、医療機関や関係団体等をメンバーとして、地域医療構想調整会議を開催し、国が公表した必要病床数の推計値、圏域毎の医療の現状や課題について、様々なご意見を伺っている。
(調整会議の構成員:地区医師会、看護協会、病院協会、病院、市町村、医療を受ける者等)

- ◇調整会議の主な意見は、病床減後の在宅医療等の地域の医療・介護の体制を懸念する発言が顕著。

- ・(鳥取市立病院)

回復期の患者にしる、慢性期の患者にしる、最初は急性期で入ってくる。その受け皿となる急性期病床を減らすというのが本当に妥当なのか。

- ・(智頭病院)

智頭町は非常に高齢化が進んでいる。単に高齢化と言うだけではなく、独居高齢者、老夫婦二人暮らし、高齢の祖母と独身の息子、その息子は日中働き、祖母の面倒を見る人はいない。そういった状況がごく普通にある地域であり、家族の介護力が決定的に不足している。そういう方たちをどういうふうに支えて行けばいいと考えているのか。

- ・(鳥取県立厚生病院)

病床を減らす前段に地域包括で在宅、特別養護老人ホーム等でどのくらい受け入れることができるのか、そこがわからないと病院側は動きようがない。

- ・(垣田病院)

一昔前には90歳の高齢者が外来に歩いてくることは考えられなかったが、今はある。それらの人々の中には、子どもと同居していなかったり、夫婦世帯で両方認知症だったりすることもある。在宅というが、実情を理解しているのか。

- ・(博愛病院)

地域を考えて、病院内で話し合い、できるだけ無駄のない機能を各病院が持つことが大事。

- ・(日南病院)

医療区分1の7割を在宅へと取り組んできたが、80歳代等高齢・独居の方が多く、返せない状況が増えている。

手話言語法(仮称)の制定について

《提案・要望の内容》

- 手話言語法(仮称)を制定すること。
これにより難しい場合であっても、少なくとも障がい者のコミュニケーションを保障する法律を制定すること。

＜参考＞

1. 鳥取県手話言語条例の制定

- 平成25年10月、鳥取県議会において「鳥取県手話言語条例」が全会一致で可決・成立。
- 手話を言語として正面から認めた条例は全国初。
- 可決日にはその瞬間に立ち会おうと、全国から100人近いろう者・関係者が県議会に集結。



2. 全国自治体における手話言語条例の制定

- 「鳥取県手話言語条例」制定後、神奈川県、群馬県、長野県、埼玉県、沖縄県、及び北海道石狩市など、47自治体においても同様の条例が制定。
- その他の自治体でも条例制定の動きが見られる。

3. 手話言語法(仮称)制定を求める意見書の採択

- 手話言語法(仮称)制定を求める意見書が、全国全ての都道府県と市区町村の地方議会で採択され、採択率100パーセントを達成。手話言語法(仮称)制定を求める国民の願いが集結した。

4. 全国手話言語条例制定自治体等によるネットワークの設立

- 手話言語条例を制定した市区長等によるネットワーク「全国手話言語市区長会」が、平成28年6月8日に設立される予定。相互の連携・協力、情報交換等を行い、聴覚障がい者の自立と社会参加の実現を目指すもの。
- 市区町村によるネットワーク設立を踏まえ、都道府県においても同様のネットワークの設立を検討中。

5. 本県の主な取組

(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進への取組

- 事業者等が開催する手話学習会等の開催経費の助成やミニ手話講座の開催等を実施。
- 「手話ハンドブック(入門編・活用編)」を作成し、小・中・高等学校の全生徒へ配布。
- 全国高校生手話パフォーマンス甲子園の開催。

(2) 手話を使いやすい環境整備への取組

- ICTを活用した遠隔手話通訳サービスモデル事業等の実施。
 - ※タブレット型端末のテレビ電話機能を通じ、手話通訳センターに常駐する手話通訳者が画面越しにろう者と聞こえる人との手話通訳を行う仕組み。
 - ※県内約50名のろう者をモニターとして、ニーズ調査も兼ねてモデル的に実施。
 - ※鳥取方式では、行政等の窓口で端末を設置するだけでなく、個々のろう者が所有する端末からもセンターへアクセスできるため、「いつでも、どこでも、気軽に」手話通訳を受けることが可能。
 - ※平成27年度からは、手話通訳者がろう者に代わって電話をかける「電話リレーサービス(代理電話)」も実施。

(3) 情報アクセス・コミュニケーション支援

- 鳥取県においては、「鳥取県手話言語条例」の制定による手話の取組にとどまらず、これをさらに広げ、情報アクセス及びコミュニケーションに関する支援についても取組を強化しているところ。
 - ※平成27年9月から、聞こえる人の声を文字に変換してタブレット型端末の画面上に表示する「音声文字変換システム」を導入。手話が苦手な難聴者・中途失聴者と聞こえる人とのコミュニケーション手段の一つとして活用。